

入札説明書（会津若松学校給食センター学校給食調理・洗浄・配送業務委託）

本件入札については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 **件名** 会津若松学校給食センター学校給食調理・洗浄・配送業務委託
- 2 **仕様**
 - (1) 学校給食調理・洗浄・配送業務委託 調理場別仕様書
 - (2) 学校給食センター学校給食調理・洗浄・配送業務委託 共通仕様書
 - (3) 賃金水準の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条に係る特記仕様書
- 3 **入札方法** 本件入札は、郵便入札の方法による。
郵便入札の方法は、別紙「郵便入札の手引き」を必ず参照すること。「郵便入札の手引き」による方法以外の方法で提出された入札書は無効とする。
- 4 **入札書記載金額**
 - (1) 入札書記載金額については、契約期間全体における総額を記載する。
 - (2) 落札決定にあたっては、入札書記載金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とする。そのため、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 入札金額の訂正は認めず、金額の訂正がなされた入札書は、無効とする。金額を書き間違えた場合は、訂正印等による修正ではなく、新しい入札書に書き直して提出すること。
- 5 **最低制限価格**

本件入札は、最低制限価格を適用する。最低制限価格を下回った額での入札は失格とする。
- 6 **委託料の請求等について**

契約書で定める支払内訳書及び支払内訳書明細のとおり月ごとに請求できるものとする。

支払内訳書及び支払内訳書明細については、以下のとおりとする。

 - ・支払内訳書

契約金額を履行期間（3年度）で除算し、年度ごとに金額を定める。

- ・ 支払内訳書明細

支払内訳書で定めた額を12か月で除算し、月ごとに金額を定める。

なお、端数分の調整等を含めた支払額の詳細については、支払内訳書及び支払内訳書明細により示すこととする。

7 仕様書等に対する質問

(1) 質問方法

本件に関する質問は、原則として市指定の質問書様式により、FAX又は電子メールで送信すること。なお、FAX又は電子メールの送信後は、確認のため、必ず下記の質問書送付先に電話連絡を行うこと。

市指定の質問書様式は、市ホームページ内「入札情報>2 一般競争入札公告等>制限付一般競争入札公告」に掲載するので、ダウンロードして使用すること。

(2) 質問書の送付先

会津若松市役所契約検査課

電話番号：0242-39-1212 FAX番号 0242-39-1413

契約検査課代表メールアドレス：keiyaku@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

(3) 質問期限

令和8年6月12日（金） 午後5時15分まで

(4) 質問に対する回答

後日、質問者に対してFAXで回答するとともに、当該質問及び回答の内容を市ホームページに掲載する。

※ 入札の前に必ず、質問の有無及びその回答内容について確認すること。

8 落札候補者の決定方法

予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上の価格で入札した者のうち最低価格で入札した者を第一落札候補者とする。

第一落札候補者となり得る同価の入札をした方が2者以上いる場合は、くじ引きを行い落札候補者の順位を決定する。

当該入札をした者が開札に立ち会っている場合は、その者がくじを引き、立ち会っていない場合は、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

9 第一落札候補者に対する事後審査の実施

開札により第一落札候補者となった者が公告で定める入札参加資格要件を満たしていることを確認するため、事後審査を行う。

この事後審査のため、第一落札候補者は、入札参加資格審査調書に必要書類を添えて、

市が指定する時刻までに市が指定する方法により提出しなければならない。

本件入札において、入札参加資格審査調書に添付しなければならない書類は、次のとおりである。

- ①入札資格審査調書の「4 業務実績」で記載した内容を証する書類（契約書の写し等）

10 契約保証金について

契約締結後、落札者は契約代金の額の100分の10以上の額の契約保証金を納付すること。契約保証金は、業務履行完了後に還付する。

ただし、「市を被保険者とする履行保証保険契約を締結している場合」及び「過去2年間（契約期間が複数年度にわたる契約にあつては、契約締結日から起算して当該契約期間の2倍の期間を遡った期間。）において地方公共団体等との同額程度の契約実績が2回以上ある場合」は、契約保証金の納付を免除することができる。

その場合には、市が求める書類（保険証券の写し又は実績報告書）を提出すること。

また、会津若松市財務規則（平成5年会津若松市規則第12号）第104条第2項各号に掲げる担保の提供をもって、契約保証金の納付に代えることができる。

11 その他

- (1) 市ホームページ掲載の会津若松市競争入札心得（平成13年3月6日決裁）の規定について熟知のうえ、入札に参加すること。
- (2) 入札日時点において、入札参加資格を有していない場合は、当該入札は無効となる。入札参加資格の更新が遅れた場合は、有効期限が途切れるので十分注意すること。